

商店街災害復旧等事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、令和元年台風第19号による災害によって甚大な被害を受けた県内において、商店街等組織が実施する商店街等の施設等の復旧整備事業に要する経費について、商店街等組織に対し予算の範囲内において商店街災害復旧等事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、長野県補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「令和元年台風第19号による災害」とは、令和元年10月11日から同月14日までの間の暴風雨及び豪雨による災害をいう。
- (2) 「商店街等」とは、商店街その他の商業の集積、又は問屋街をいう。
- (3) 「商店街等組織」とは、次に掲げるものをいう。
 - ① 商店街等を構成する団体であつて、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第9条ただし書きに規定する商店街組合又はこれを会員とする商工組合連合会において法人格を有するもの。
 - ② 法人化されていない商店街等を構成する任意の団体であつて、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるもの。
 - ③ ①又は、②に類する団体であつて、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるもの。

(交付の目的)

第3条 補助金は、令和元年台風第19号による災害によって被害を受けた長野県内の商店街等のアーケードの撤去・改修、共同設備の改修・建て替え、街路灯等の設備の改修等の事業を商店街等組織が行う場合に、その事業に要する経費の一部を補助することにより、商店街等の復旧を促進し、地域の商機能、コミュニティ機能を回復させることを目的とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、令和元年台風第19号による災害によって損壊若しくは滅失又は継続して使用することが困難になったもののうち、商店街等の商機

能、コミュニティ機能に不可欠な施設及び設備の復旧のための事業に要する経費であって、知事が補助の対象としたものとする。

- 2 前項の復旧のための事業であって、令和元年台風第19号による災害以降で交付決定の前に行われた事業に要する経費についても、写真や書類等による確認が可能で、適正と認められる場合は、補助金の交付の対象とする。
- 3 前2項における補助対象経費は、別表のとおりとする。

(補助率等)

第5条 補助金の額は、前条に規定する施設及び設備の復旧のための事業に要する経費の4分の3以内とする。

(交付の申請)

第6条 規則第3条の規定による補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

- 2 商店街等組織は、前項の補助金の交付の申請をするに当たり、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。
- 3 規則第3条の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。ただし、令和元年台風第19号による災害によって甚大な被害を受けたため、添付できない書類については、理由書をもって代えることができる。
 - (1) 補助事業計画書(別紙1)
 - (2) 工事施工に係る実施設計書の写し
 - (3) 直近2期の財務諸表
 - (4) 定款等の写し及び登記事項証明書
 - (5) 県税の未納が無い証明
 - (6) 暴力団排除に関する誓約書(別紙2)
 - (7) 地方公共団体からの支援表明書(別紙3)
 - (8) 受領(見込み)保険金等に関する誓約書(別紙4)
 - (9) その他知事が必要と認める書類
- 4 次の各号のいずれかに該当する商店街等組織は、交付申請をすることができない。
 - (1) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)に規定する暴力団又は暴

力団員等

(2) 県税に未納がある者

- 5 知事は、前項第1号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、県警本部長あて照会することができる。

(交付決定の通知)

第7条 規則第6条の規定による補助金交付決定の通知は、別記第2号様式により行うものとする。

- 2 知事は、前項による交付の決定を行うにあたっては、第6条第2項により消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、消費税等仕入控除税額を減額するものとする。
- 3 知事は、第6条第2項のただし書による交付の申請がなされたものについては、消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

第8条 補助事業を行う商店街等組織（以下「補助事業者」という。）は、規則第7条により、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から14日以内に、知事に対し別記第3号様式による交付申請取下届出書をもって申し出なければならない。

(補助事業の経理等)

第9条 補助事業者は、補助金に係る経費についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、常にその収支の状況を明らかにしておかななければならない。

- 2 補助事業者は、前項の証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかななければならない。

(補助事業の内容及び経費の配分の変更)

第10条 補助事業者は、補助事業の内容等を変更しようとするときは、あらかじめ別記第4号様式による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる変更についてはこの限りでない。

(1) 補助事業に要する経費の10%以内の減少の変更である場合

(2) 補助目的に変更をもたらさない事業計画の細部の変更である場合

- 2 知事は、前項の申請書を受理したときは、内容を審査の上、変更の必要が認められる場合には、これを承認し、別記第5号様式による変更承認通知書を補助事業者に送付す

るものとする。

- 3 知事は、前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し又は条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第11条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ別記第6号様式による中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(債権譲渡の禁止)

第12条 補助事業者は、規則第4条の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(事故の報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに、別記第7号様式による事故報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第14条 補助事業者は、規則第10条により、知事が状況報告を求めたときは、別記第8号様式により、速やかに遂行状況報告書を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告のほか、必要と認めるときは、現地調査を行うことができる。

(実績報告)

第15条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は第11条の規定による廃止の承認を受けたときは、その日から30日を経過した日又は年度内の3月19日のいずれか早い日までに、別記第9号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要と認めるときは、提出期限を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税等仕入控除額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第16条 知事は、規則第13条による書面審査及び必要に応じた現地審査の結果、補助金を確定した場合、別記第10号様式により補助事業者に通知する。

(補助金の支払)

第17条 補助金は、前条により補助金の額を確定し、請求書の提出があったのち、交付するものとする。ただし、知事は補助事業の実施上必要と認めたときは概算払することができる。

- 2 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第11号様式による精算(概算)払請求書を知事に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第18条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記第12号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(交付決定の取消し等)

第19条 知事は、第11条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条第1項による補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、本要綱又は本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 知事は、前項の規定による取消し又は変更を行ったときは、期限を付して、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
- 3 知事は、第1項に基づく取消しを行い、前項に基づく補助金の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。

(財産の管理等)

第20条 補助事業者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得し又は効用が増加した財産(以下「取得財産等」という。)を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、その台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

(財産の処分の制限)

第21条 取得財産等のうち、規則第19条の規定に基づき知事が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の財産とする。

2 補助事業者は、知事が別に定める期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、別記第13号様式により知事に申請し、あらかじめ承認を受けなければならない。

3 知事は、前項の規定に基づいて財産の処分を承認した場合において、当該承認を受けた補助事業者が当該承認に係る処分により収入があったと認めたときは、当該補助事業者に対して、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させるものとする。

(情報管理及び秘密保持)

第22条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。なお、情報のうち第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。

3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

(その他必要な事項)

第23条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和元年12月13日から施行する。

別 表

補助対象経費
アーケード、共同店舗、地域交流施設、街路灯、防犯カメラ、路面舗装、駐車場、イベント広場、その他商店街等の機能を高める施設・設備に係る復旧費、商店街への来街を妨害するような障害物の除去費

- ・ 上記別表の補助対象経費には、資材・工事費、設備の調達や移転設置費、取壊し・撤去費、整地・排土費を含む。
- ・ 復旧を行う施設・設備に対して保険金等が支払われる場合は、当該保険金等を差し引いた金額を補助金の交付対象とする。